

総務文教委員会会議録

1. 開催年月日

平成24年12月13日 開会 9時59分 閉会 14時56分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

河合建志	坊野公治	三輪順治	大鳴二郎
川上武徳	宮地俊則	森本典夫	乗藤俊紀

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 副議長 井口 勇

(2) 委員外議員 森下金三

(3) 説明員

副市長	三宅生一	総務部長	長野隆
総務部次長	佐藤文則	会計管理者	鳥越寿
監査委員事務局長	岡田豊作	総務部検査参与	葛間一樹
秘書広報課長	妹尾光朗	企画課長	大舌勲
定住促進課長	中原康夫	財政課長	山田正人
税務課長	小田義晴	芳井支所長	笹井洋
美星支所長	小出堅治	消防団参事	長川行雄
総務課長補佐	山下浩道	情報管理係長	岡本健治
財政係長	久安伸明	教育長	片山正樹
教育次長	初崎勲	学校教育課長	山部英之
学校教育課参事	川上吉弘	生涯学習課長	田辺晶則
生涯学習課参事	綾仁一哉	文化課長	藤井護
スポーツ課長	三宅孝一	図書館長	山室日出夫
学校給食センター所長	土井義宏	市立高校事務長	三村信介
庶務課長補佐	藤井清志		

(4) 事務局職員

事務局長	川上勝三	事務局次長	渡辺聡司
主任	藤井隆史		

6. 傍聴者

- (1) 議員 上野安是、簀戸利昭、馬越宏芳、佐藤 豊、鳥越孝太郎、川上 泉、
- (2) 一般 1名
- (3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（河合建志君） 皆さんおはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（三宅生一君） 皆さんに、改めましておはようございます。

真冬ということで非常に寒い、そういう中で非常にきょうもきのうに続いて快晴だなというふうにも思っているところであります。

昨日は市民福祉委員会でしたが、委員会の最中に北朝鮮からということで人工衛星と称されるミサイルが発射され、着弾したということがございました。これについては、国のほうで非常に適切な処置、運営をしてほしいなというふうにも思ったところであります。また、市におきましては、こういった市あるいは地方に任された分野について着実な運営をしていきたいというふうにも思った次第であります。62年前になりますが、昭和25年ですが、この日に地方公務員法が公布されております。地方あるいは市政を運営していく上で、地方公務員として襟を正して着実な運営、市の社会資本の整備あるいは市民福祉の向上に向けて頑張っていきたいというふうにも決意を新たにしているところであります。

さて、本日は総務文教委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。この委員会に付託されております事案につきましては、条例が3件ということでございます。また、所管事務調査もあるというふうにも思っております。慎重に審議をお願いし、なおかつ適切にご決定を賜りたいというふうにも思っておるところであります。

なお、お手元に配付させていただいております平成24年12月市議会定例会報告事項というこの資料がございます。後ほど、お目通しのほうをよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。本日はどうぞよろしく申し上げます。

〈議長あいさつ〉

〈議案第71号 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 本会議に続きまして関連しますので、ご質問をさせていただきます。

本会議におきまして、児童・生徒一人頭の金額が、一般的な見方をすれば、幼稚園児であれ学校の生徒であれ、人の体を診察するあるいは検診するという行為は同じでございます。子供たちの年齢の小さい、大きいにかかわらず一定であるはずであろうと思ったところが、ここに差がついておりますが、まず1点目はこの差についてお教えてください。私は基本的にはこの原案、賛成でございますが、一応説明ということでお願いをしていますので、そういう中身でお願いしたいと思えます。

教育次長（初崎 勲君） この差につきましては、昭和28年の井原市の市制施行以来こういった差がついておまして、その確たる理由については根拠的なものは持っておりません。

委員（三輪順治君） 文科省の指導もあるかもわかりませんが、例えば学校医を例にとりますと、一番上、年間1万円のアップの11万7,700円。これはちょっと確認するんですが、小学校は生徒数が違いますよね。今13小学校、中学校もありますけども、3つありますけども、この年11万7,700円に改正された後は、例えばどういった形で学校医の方が配置され、現状で結構です、現状がどういう形であるかちょっとお教えてください。

教育次長（初崎 勲君） 各学校の学校医、歯科医等がそれぞれの医師会並びに歯科医師会に委ねておまして、そこから割り振りをさせていただいております。

委員（三輪順治君） となると、規模の大小にかかわらず、例えばAという小学校がA'という先生、Bという中学校がB'という先生をお願いした場合に、A'の先生、B'の先生は、それぞれ年間の年額はこの固定額プラスそのAという学校、Bという学校の生徒数によって変わってくると、こういうことですか。

教育次長（初崎 勲君） はい、そのとおりでございます。ですから、例えば大きな学校では複数の先生がいらっしゃるというような割り振りに現在なっております。

委員（三輪順治君） 私は逆にこの数字が低いなと思っているぐらいでして、もう少し思い切って上げてあげればいいなあという感想を持っただけです。というのが、今日先生方も大変お忙しくされてまして、学校医になりてもいない、非常に難しいところもあります。

そこで聞いてみるんですが、裏づけとなる財源ですけども、地方交付税で幾らかの財源措置があると思うんですが、最終的には財務省のほうでしようけど、文科省の思いとして学校医1人について地方交付税として報酬として考えていらっしゃる額、参考までにおわかりになれば教えていただきたいと思えます。

今ちょっと資料をお取りになり。ここに私、これは古いんですが、日本医師会、今回も当然医師会等々、関係団体と詰めていらっしゃる数字ですからこの数字は異論ありません。

が、ただ参考までに、これは私が引き出した資料、古いんですけども、平成13年度の地方交付税における財源措置として小学校が、これは児童・生徒数が720人の規模ですが、3名の学校医を算定し、2名については1名当たり22万4,000円、これは年額でしょう。それから、1名については25万2,000円。これはそういう財源措置を裏づけされとるわけです。

そうしてみますと、井原市の場合、少し低いなあという直感がやっぱり当たっておって、できるだけ先生方も大変業務もふえています。保健衛生も含めて今日インフルエンザとか季節のものもございますので、私は今の数字がわかれば教えていただくということで、それがわかればひとつそういうことも視野に入れながら、医師会あるいは歯科医師会、薬剤師会と調整していただいて適正な価格に設定していただきたいと思います。今回の提出されたこの数字については、私は特には異論はございません。

後でもいいです。

委員長（河合建志君） それでは、三輪委員のご質問に対する回答は後ほどで結構でございます。

委員（森本典夫君） 先ほどの答弁の中で、児童・生徒が多いところについては複数の方をとということですが、そういう学校等々はどこどこでしょうか。

それと、それぞれの先生にお願いをしているわけですが、年間のそれぞれ学校、幼稚園等々とかかわるかかわり方、これはもう機械的に健診をすとかというようなことも含めてですが、大体年間のスケジュールというのはそれぞれの学校で、幼稚園で決まっているのでしょうか、そのあたり。それとあわせて、それがかつちりやられているかどうか教育委員会としてお金を出すわけですが、教育委員会として掌握されておられるのかどうか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（初崎 勲君） 学校医の複数校設置につきましては中学校が1校、それから小学校が2校でございます。

それから、各学校との医師等のかかわり方でございますが、健康診断はもちろんでございますが、学校の児童・生徒等の診断と例えばインフルエンザのようなものが起きたときの学校との連絡調整、それから学校からの要請による衛生上の相談等があるというふう聞いております。だから、医師が直接学校へ出向くのは健康診断のときということでございます。

学校教育課長（山部英之君） 児童・生徒の健康診断並びに就学時の健康診断というものを実施しております。児童・生徒の健康診断につきましては、4月、5月、6月のスケジュールで実施しております。また、就学時の健康診断につきましては、10月、11月で実施しております。この計画につきましては、各学校、園と学校医の先生との間でスケジュール調整しております。なお、耳鼻科の学校医の方につきましては、学校教育課のほうで

スケジュール調整をしております。

きちっと計画に基づいて実施していることを確認しております。

委員（森本典夫君） 複数のドクターをお願いしておるところが中学校1と小学校2ということで、大体想像がつくんですが、複数というのはもう2人だけということですか、3人というのがあるのかどうなのかとあわせて、中学校がどこなのか、小学校がどこなのか、具体的にお聞かせいただきたいと思います。

教育次長（初崎 勲君） 複数というのは2人でございます。中学校は井原、小学校は井原と出部でございます。小学校はもう一校、西江原、3校でございます。

委員（森本典夫君） 僕が医療機関へ勤めようとした時分に学校医をされていたところでしたが、その先生はこの年間の、その当時はまだこれより低かったと思いますが、この費用弁償についちゃあ全部寄附されて、図書の購入に充ててくださいというようなことでもう全部その先生は学校へ出されておりましたけれども。今ちょっと出ましたけれども、金額的にはやはりまだまだなかなか大変な中でやりくりしながら出ていくということでもありますので、年間はその回数はありませんが、もう少し金額的には多いほうがいいんじゃないかなというふうなのが僕自身もありますので、そういう意味では今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思いますがどうでしょうか。

教育次長（初崎 勲君） 医師会等々と協議をして検討していきたいと思っております。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

〈議案第72号 井原市税条例の一部を改正する条例について〉

委員（三輪順治君） 今条例も、本会議で一部ただしましたけれども、なおわからない点がありますのでご質問をさせていただきます。確認とご質問です。

まず、条例第42条第2項というのが、いわゆる個人市民税の普通徴収の方の対象で、これが現在いわゆる前納奨励金ということで一定の率があるんですが、これを削除するということに関連して対象者数とそれから金額を、本会議で確認しましたがもう一度おっしゃって

いただけませんか。

税務課長（小田義晴君） 普通徴収の納税義務者数は4, 532人でございます。そのうち、前納者数が1, 881人。

委員（三輪順治君） あわせまして、前納をされた1, 881人のそのいわゆる前納によって納税しなくてもよくなった額を教えてください。奨励額です。

税務課長（小田義晴君） 前納報奨金額が279万6, 230円です。

委員（三輪順治君） わかりました。

まず、その個人市民税の普通徴収にかかわっては、本会議で確認した数字とあわせて今持って見ようんですが、給与あるいは年金の関係の方が1万5, 000人を超えておる中で対象者数が4, 532人、このうちこれを活用されているのが1, 800人余りと、こういうことでございます。確かに、前納制度はこのゼロに至った経過も本会議でお聞きしましたが、審議会にお諮りし、答申を得て慎重に判断されたと、こういうふうにお伺いしておりますが、その際、委員さんの意見であるとか近隣の市の動向であるとか全国的な動向も含めて一部お聞きしました。あえてお聞きしますけれども、このゼロにするというのは井原市からの提案事項であったのか、それとも委員の中から沸き上がってきたのかというのが1点。それから2点目は、県内市の動向、真庭市のこともおっしゃっていましたが、もう一度詳しくちょっと教えてください。それから、全国的にはどうなんでしょうか。

以上、3点ちょっと教えてください。

税務課長（小田義晴君） 提案のほうは、市のほうから提案ということでございます。

それから、県下の状況でございますが、現状では市県民税は真庭市だけが残っております。あとの市は廃止されております。なお、真庭市も26年度から廃止の予定でございます。

委員（三輪順治君） 26年度。

税務課長（小田義晴君） はい。26年度から廃止の予定と聞いております。

それから、全国的なものは確認できておりませんが、不公平感が増しておることによって廃止の方向にあることは間違いありません。

委員（三輪順治君） よくわかりました。私もこの条例案が出て以降、少し調べてみましたが、確かに納税を奨励する意味で発足当時はかなりの市町村がやっていたらっしゃったと思えました。今日、一応の目的は達成したということと、給与をもらっている方とか年金をもらっている方はもう天引きなので不公平感があると、これもよくわかりました。

しかしながら、私思いますのに、今日まで井原市として制度を続けてきておまして、この出された改正案でございますと、もう一遍に来年の25年4月から実施すると。こういうことになれば、真庭市でももう一年後にゼロにすると、こういう話でございますから、私は

この条例改正案の第1行を削るというのは少し乱暴なやり方であるというふうに今思いました。確かに、これは不公平感等の関係で今日的にはゼロにするべきであろうというふうには思いますが、一度にというのは私は少し乱暴であるということを思います。執行部のほうは、その点に関しては今市から提案したということでございますが、他の理由、私が言いました理由、それからあと執行部の方が言われた理由以外に何かゼロにせにゃいけん根拠がありますか。

税務課長（小田義晴君） 不公平感が増しておるということに尽きると思います。

委員（三輪順治君） それは、市から発想されて市から提案されたということと少し意味合いがよくわからないので、不公平感が増しておるというのは窓口に苦情があったんですか、それともどういう形で井原市のほうがおつかみになって審議会へ諮問をされたんですか。

税務課長（小田義晴君） 平成19年度から税源移譲により市県民税が増額しております。それから、先ほどありましたように平成21年度から公的年金からの特別徴収が開始されたということで、不公平感がより増大してきておるということで提案しておるということです。

委員（三輪順治君） それは、あくまでも行政サイドから見た、いわゆる均衡度合いという意味で理解すりゃいいんですか。

税務課長（小田義晴君） 濟いません。よくそのご質問の内容がちょっと。かみ砕いてもらって。

委員（三輪順治君） 要は、実際に恩典に預かっている方と預かってない方がいらっしゃった場合に、預かっている方はそれはもう喜んで前納される方が今2分の1から3分の1程度いらっしゃるでしょう。預かってない方からそれは不公平じゃないかと、私たちは給料とか年金から天引きされとるのにと、こういうふうなことが直接あったわけじゃなくて、行政のいわゆる課税の均衡を考えた場合に、今のような制度を維持することが非常に苦しいと、厳しいと、こういうご判断でしょうかということをお願いとんです。

税務課長（小田義晴君） 税は本来割り引くものでございませぬので、不公平感を解消する必要はあると思っております。

委員（三輪順治君） もう鶏か卵か、だから前納制度を使って納税意識を高めるためにこの制度が発足したわけですから、おやめになるときはおやめになるようなやり方を考えないと、一遍に車をとめてしまったら乗っとる人は前へ出てからけがをしますよ。そういうことを考えると、やっぱり痛みがありますから、私は今の質問を通して考えてみますに、単に削る、つまり前納奨励金制度を一気に廃止するということについては大変な疑問を持ちました。

委員（森本典夫君） 先ほどの論議の中で、前納奨励金についてのみ、この条例はそうでも、市が提案したという話でありましたが、その次の63条等々にもかかわってきますが、市県民税については即廃止ということ、それから固定資産税、都市計画税は段階的に減額して廃止というような結論になっていますが、そのことについては市のほうはそれぞれについて、2つについてそういう諮問をされてそのとおりに答申されたという内容でしょうか。あるいは、後段の固定資産税等々については廃止として出したけれども、論議の結果こういう結果になったというようなことなののでしょうか。そのあたりの経過をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（長野 隆君） この前納報奨金と言いますが、この見直しにつきましては審議会のほうで、まずこの見直し方針をご審議いただきました。この見直し方針の中で、基本的な考え方ということで、補助金の交付が客観的に見て公益性が必要であり、いろんな条件を満たすことという1つの条件を出していただいて、社会福祉の推進について高い必要性が認められる事業であって、特定のもののみの利益に終わることのないものであるとか費用対効果が認められるものであるとか、内容などが社会経済情勢に合致していると、こういった基本的な交付の基準もご審議をいただいております。そうした中で削減するものにつきましては、長期にわたり継続しているもののうち効果または目的が不明確になっているものでありますとか、当初の目的を達成しているものでありますとか、そういったことをご審議をいただいた方針に基づきまして、市のほうでどういったものが該当するのかということ補助金の洗い出しを行いましてご審議をいただいたところであります。

そうした中で、先ほど税務課長が言いましたように、個人住民税については給料とか年金からの特別徴収の方が多いと、制度が利用できなかった方が多いということで廃止ということをご審議をお願いいたしております。固定資産税につきましては、まずそういった個人住民税みたいに納税者の差がないといいますか、特別徴収とか普通徴収ということがありませんので、段階的に廃止ということをご審議をお願いしたところであります。

委員（森本典夫君） 市の考え方として、諮問をするときに市県民税については廃止と、それから固定資産税等については段階的に減額し廃止というような諮問をされたんでしょうかというのも一つの質問なので、そのあたりがどうなんでしょうか。

総務部長（長野 隆君） 答申をいただいたとおり、諮問をさせていただいております。

委員（森本典夫君） 中身はそれではっきりしましたけれども、ほかの補助金、負担金の見直しの方針というのでこれ文書もらっていますが、その中でも段階的に減額、それから廃止というののがかなりの部分ありますが、私も市県民税、いろいろ市としては廃止の方向でということでもありますけれども、段階的に減額し廃止するというような方向がいいのではないかなというふうに思うんですが、そういうことは一切考えられませんでしたでしょうか。

総務部長（長野 隆君） 個人住民税についてということでございますが、先ほども申しましたとおり、個人住民税についてはやはり給与とか年金の特別徴収の方と普通徴収の方ということで、制度が利用できない方の割合がかなり大きいということもございまして、廃止するべきだということに判断をしたわけでございます。

委員（森本典夫君） 改めて、42条の2項を削るということに対して納税者の立場に立って、できるだけもうバサッと切ってしまうんでなくて段階的にでも減していくと。63条の2項の中にもありますように、そういう形で一気にカットしてしまうんでなくて何ぼかでも余裕を持って、最終的には廃止してしまうということでもいいと思いますけども、そういう形にしたほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います。

委員（乗藤俊紀君） 個人市民税の廃止の件につきまして、市民目線の立場で一言物を言わせていただきたいと思います。

不公平感というようなこともありますけれども、県内の事情、それから日本全体の流れもそうありますけれども、私はこの件はやはり年次的に減らしていく、最終的には廃止という立場であります。緩和策、一遍に廃止ということじゃなくて、この報奨金というのは個人市民税の分、全てそうなんです、銀行金利よりも有利な数字になると思うんです。ですから、その報奨金を頼りにしている1,881人という、そういう市民の立場に立ってこの件は年次的にすると。何年がいいかわかりませんが、個人的には2年から3年後には廃止になる、そういうふうなことであります。

それからもう一件、これを今42条を廃止、削るということになれば、システム改修につきましてどのくらいかかるかわかりませんが、執行部のほうでシステム改修等に係る経費はわかれば教えていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

税務課長（小田義晴君） 今年度、税の基幹システムを構築しております。したがって、今年度中に廃止するものにつきましては費用は発生しませんが、次年度以降につきましては、制度の変更を行うごとに1税あたり約350万円程度の費用が発生するものと考えられます。

委員（乗藤俊紀君） 先ほどのお答えで、この金額、前納を廃止したら1,881人で279万6,230円という数字が出ておりましたが、この効果もさることながら、システム改修にまだ350万円かかればこちらのほうが経費がかかるかもしれませんけれども、市民目線に立てばそれもやむを得ないと思いますので、350万円はかかってでも段階的にするというほうがいいんじゃないかなと思います。

委員（三輪順治君） この際、動議を提出したいと思います。

委員長（河合建志君） 動議の名称をおっしゃってください。

委員（三輪順治君） ただいま案件になっております改正条例案の1行目でございます、

第42条第2項を削るという表現とあわせて中身につきましては、動議の内容といたしましては、固定、都市計画税と同じように段階的にこれをゼロとするものを志向をしながら、当面来年4月1日施行の段階では、次条の63条と同じように0.5を0.25、10万円を5万円に改めると、こういう内容を旨とした動議を提出したいと思います。

委員長（河合建志君） ただいま議題となっております議案第72号に対し、三輪委員外1名から修正案が提出されました。修正案の写しは、お手元に配布しておりますので、ごらん願います。

この際、原案と修正案を一括して審査を行います。まず、原案の質疑を行い、次に修正案の説明質疑を行います。討論については、原案及び修正案を一括して行いたいと思いますので、あらかじめご了承願います。それでは、原案に対する質疑を再開します。

〈なし〉

委員（三輪順治君） お手元にお配りいたしました議案第72号の井原市税条例の一部を改正する条例に対する修正案の提出についてご説明申し上げます。朗読にかえさせていただきます。

上記の修正案を別紙のとおり井原市議会会議規則第92条の規定により提出する。平成24年12月13日、総務文教委員会委員長河合建志殿。

総務文教委員三輪順治、森本典夫。

提案理由でございます。個人市民税の前納奨励金廃止の激変緩和を図るため、奨励金の交付率を100分の0.25に、また上限額を5万円にするものである。これがこの修正案を提出する理由である。

改正条文につきましては次のページでございます。修正案文を朗読いたします。

下から2行目になりますが、原案は「第42条第2項を削る」となっておりますが、これを第42条、そこに「第」が抜けておりますので申しわけありません。ちょっと追加してください。「第42条第2項中、0.5を0.25に改め、同項ただし書き中、10万円を5万円に改める」に改める。このような内容でございます。よろしく願いいたします。

〈なし〉

〈討論〉

委員（宮地俊則君） 私は原案賛成、修正案反対の立場より討論を行います。

本件につきましては、行財政改革の一環として行革審において補助金、負担金の見直しをしていただく中で、本件につきましては公平性を担保する上で廃止すべきとの決定をされたものでございまして、その決定は大変重いものと思います。そうした決定の答申を受けてこのたび市として本件を上程されてきたわけございまして、この本件を修正するということは審議会の軽視にも当たるのではないかと判断いたします。

したがって、本件につきましては原案賛成、修正案反対の意見といたします。

以上です。

委員（三輪順治君） 私は原案反対、改正案賛成の立場で討論をいたします。

そもそも前納奨励金の目的は達せられたという判断については、これは私も認めるところでございます。また、普通徴収と特別徴収の不公平感をなくすということからも、これも納得ができます。しかしながら、この改正案につきましては、審議会の意見を尊重された段階で市のほうから削除の案が出ましたけれども、私はそもそもこの税金等にかかわって、前納金にかかわって、補助金の性格があるがゆえに審議会にお諮りになったとは思いますが、こういったお金にかかわることを市民の方々にご意見をお聞きするのは、多少私はいかがなものかと思う気持ちがあります。あくまで、これは行政運営上の歳入を確保するという点においては、極めて執行部と議会が議論をする中で決めていくべき内容でありますから、恐らくパブリックコメントにも、税金等にかかわってはパブリックコメントをしないようになっておると私は理解しております。しかし、それは大きな要因ではありません。要因としては、先ほど言いましたように今日的にはゼロとすべきである、また不公平感を是正する、この点においては一致しますが、先ほど提案理由で言いましたけれども、激変緩和をする意味から当面来年を半分に、それから4月に選挙もございまして、新しいメンバーで再度これを議論をし直して、そして市と議会が十分議論を戦う中でそれで決めていけばいい、そういう意味で本改正案に賛成をいたします。

以上でございます。

委員（森本典夫君） 先ほども言いましたけれども、納税者の立場に立つ、市民の立場に立つということが基本に僕はあります。そういう中で、そういうふうな立場に立つとなれば、一気に廃止ということではなくて、この案にも出していますように、まず63条の2項の内容に準じて段階的に減していくと、最終的にはゼロにしていくというようなことがいいのではないかなというふうに思います。あくまで市民の立場に立つと、納税者の立場に立つということを基本に置いております。

それから、答申について軽視しとんではないかという発言もありましたが、結果的には答申を受けて執行部がこういう案を出されたわけですが、議会はそれに対してどうかという話の今の論議ですから、ですからそれが結果執行部が出された案に対して答申はそうなってい

るといふ話ですが、それに対して議会としてそれはちょっとおかしいんじゃないかといふことを言うのが議会だといふふうに思うんで、何も軽視をしているといふことには当たらないのではないかなといふふうに思います。それはそれとして、この案には、私は提案者であります、ぜひ採択していただきたいといふふうに思います。

以上。

委員（坊野公治君） 私は原案賛成、修正案に反対の立場で討論させていただきます。

行財政改革のもと、補助金、負担金の見直しということで、審議会の答申を受けた市民の代表である審議会の答申を最大限に尊重をすべきであると私は判断いたしますので、原案賛成、修正案反対で討論をさせていただきました。

以上でございます。

〈なし〉

〈採決 一部修正否決〉

〈採決 原案可決〉

財政課長（山田正人君） 先ほど議案第71号をご審議いただいた中で、三輪委員さんのほうからご質問のありました件についてお答えいたします。

確かに、学校医等の報酬であります、基準財政需要額を算出する際に、単位費用として基準財政需要額に算入されております。小学校で申し上げますと、1校当たり101万7,000円。これは学校医3人、学校歯科医1人、学校薬剤師1人、計5人の先生方によるもの、101万7,000円。これを単純に5で割りますと、お一人当たり20万3,400円になるかと思っております。これが基準財政需要額の基礎数値として算入されております。ただ、これがそのまま交付税に措置されているかどうかというのはそうではございません。

以上であります。

委員（森本典夫君） ちょっと副市長にお尋ねします。

午前中の休憩の時間で、録音の記録はないんですが、複数の委員から昼休憩に入ったときに聞いたんですが、副市長が休憩に入った途中で、いつまで休憩するんかと、私らもう仕事があるんですがといふふうなことを言うたといふ話ですが、それは事実でしょうか。

副市長（三宅生一君） 昼休みかどうかちょっと覚えがありません。

委員（森本典夫君） じゃなしに……。

副市長（三宅生一君） 昼休みにという……。

委員（森本典夫君） それは委員から僕が聞いたという話、昼休みは。

副市長（三宅生一君） そうですか。いや、休憩ということがあって、いつまでかというお尋ねはしております。

委員（森本典夫君） もうちょっと確認しますが、いつまでかと、私らも仕事があるんですがということ言うたか言わんかという話、そこが問題じゃと思います。

副市長（三宅生一君） 記憶しておりません。

委員（森本典夫君） 記憶をしておりませんと言われたらもう仕方がないんですけども、複数の委員がそれを聞いとるんですね。問題発言だというふうに私は思いますが、記憶にございませんと言われたら仕方ありませんが、これで終わりますが、そういうことを軽々に言うことではないというふうに私は思っておりますので、その点では今後発言を気をつけていただきたい。複数の委員からそれは僕が昼休みに聞いておりますんで、そのことは軽々に言う発言でないというふうなことを指摘をして終わりたいと思います。ありがとうございました。

〈議案第73号 井原バスセンターの設置及び管理に関する条例について〉

委員（森本典夫君） 第5条に、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるというふうにあります。何かこういうことを決めるといふところがありますか。

企画課長（大舌 勲君） 第2条で使用許可をうたっておりますので、これに伴います使用の許可に関する規則等を定めることとしております。

以上です。

委員（森本典夫君） 24年11月1日から適用するというので、この議案が通ればその時点で適用ということになります。決めることにしておりますということでもまだ決めてはおりませんか。

企画課長（大舌 勲君） まだ、決めておりません。

委員（森本典夫君） 第2条にかかわって、今までは井笠鉄道バスの所有でありましたがほかのところ、例えば備北バスとかそれから北振バスとかというところがバスセンターを使用していたわけですが、そのことで井笠バスへこういう形で言ってみれば許可をもらって利用していたというような状況でしょうか、そのあたりはどういう状況でしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 済いません、質問をもう一度お願いします。ほかの事業者が井笠バスに使用許可を取っていたかという質問でしょうか。

委員（森本典夫君） はい。

企画課長（大舌 勲君） その使用許可を取って使用していたかどうかということは、確

認をしておりません。

委員（森本典夫君） わかりました。

これから決めることかもわかりませんが、2条について、許可をした場合に、例えば使用料とかというのを決めていかなければならないと思いますが、市長が別に定めるというのはどのあたりまでを定める予定にしておりますか。

企画課長（大舌 勲君） 現在につきましては、ご案内のとおり井笠バスがこのようなことになったということで、公共交通を確保するというで購入いたしまして、公の施設としてこのたび条例を制定したわけでございますが、今現在バス運行事業者の暫定運行も行っている状況でございまして、まだ4月以降の本格運行等につきましても、これは中国バスでございまして協議中でございます。こういった状況の中で、使用料等につきましては現在この条例の中にも額を上げておりません。現在の状況では無料ということで、使用料については取らないという方向で進んでおりますので、この委任の第5条の中に使用料について設けるということは考えておりません。

委員（森本典夫君） 終わります。

委員（三輪順治君） 当面は専用で、この条例に関する運用はこれでええと思うんですが、これからセンターの敷地を利用して各種イベント等、営利団体が活用、営利団体と言うちゃあ言い方が悪いんですが、商売なさる方もいらっしゃると思うんです。そういうことも、もう既に想定もされますが、先ほどのご答弁の中では、第5条の委任項目は許可要件をすると、使用料については当面无料と、こういうふうにおっしゃったんですが、実行をしていただかないとたちまちバスは市民の方が利用して初めて公共交通が成り立つんで、そのためのムードづくりというのはあんだけの敷地をうまく活用することによっていろんな展開が図れると思うんですよ。そういう意味で、やっぱり使用料についても委任というのもおかしい。本当は条例で決めにゃあいけんことだと私は思うんですが、その点についてお考えはどうでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 使用料を取る場合には条例を持って制定したいと考えています。

委員（三輪順治君） そうすると、現在のところは全くそういうことは考えていらっしゃらないから、当然規定もないという理解でよろしいんですか。

企画課長（大舌 勲君） そのとおりです。

委員（三輪順治君） 終わります。

〈なし〉

〈討論〉

〈なし〉

〈採決 原案可決〉

委員長（河合建志君） 以上で議案等の審査は終了いたしました。

なお、委員会報告書の作成につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

〈異議なし〉

〈所管事務調査〉

〈審議会等の公開における傍聴者への資料の取り扱いについて〉

委員（三輪順治君） 本調査案件でございますが、会議等の公開については、議会基本条例を策定する課程やあるいはその後において公開されます。大変ありがとうございました。しかし、残念なことに、8月20日以前の会議については、傍聴者に関する資料をお配りし、そして熟慮をするようなそういった形での運用がなされておりましたが、その日以降回収をするという私に言わしてみればとんでもないことをやられています、これに関連して公開条例のその根拠たるものを示してほしいということと、あわせて審議会等会議公開の市の基本的な姿勢について、2点お尋ねいたします。

総務部次長（佐藤文則君） うちの情報公開条例との関係はございません。

それともう一点、審議会等の公開についての基本的な考え方ということでございますが、原則公開ということにいたしております。

以上です。

委員（三輪順治君） 後者はわかりました。原則公開、結構でございますので、引き続きよろしく申し上げます。

最初のほうの、傍聴者に配付した資料を回収するということに関連して条例上の根拠はないということは、これは市長や執行部のさじかげんで運用はどがんでもなると、こういう理解でよろしいんですか。

総務部次長（佐藤文則君） そもそも情報公開条例とは、もともとは国が定めました情報公開法は何を定めとるのかということになりますと、行政が持っている文書、そういったものの開示請求権を定めたものでございます。今の会議での資料配付と情報公開条例に基づく

開示請求権、これは直接にはかかわりないものというふうに思っております。

委員（三輪順治君） 非常に優秀な答弁でございまして、しかしながらもともとこの法律、立法された背景なり条例を制定された背景の先にあるのは、開示請求を待つまでもなく井原市が持っている情報はどんどん市民に提供しましょうという理念が流れておるはずで、私が今さら言うまでもないんですが、1条に、市民の市政への参加を促進し、地方自治の方針に則した行政を実現するために市民の知る権利を保障するとうたってあるんですよ。だから、会議に出た方に資料をお配りしたものを委員は持って帰られ、そして傍聴者は回収される。こういう運用は、この条例に理念、趣旨に反するんじゃないんですか。

総務部次長（佐藤文則君） 情報公開条例は、今の開示請求権に基づく行政文書の開示に係る手続条例、またはおっしゃるように基本的な理念的には知る権利、参政権、そういったものを保障するための手続条例だというふうに思っております。

委員（三輪順治君） しかれば、第24条、もしお手元にあつたら読み上げてください。

総務部次長（佐藤文則君） もし、委員さんお持ちでしたら同じものということになりますが、あえて読めということでございますので読まさせていただきます。

第24条、情報公開の総合的な推進。市長は、この条例に定める行政文書の開示のほか、情報の提供、その他の情報公開に関する施策の充実を図り、市民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

以上でございます。

委員（三輪順治君） 今読まれた内容の具体性というのは、会議公開のときの傍聴人に対する資料の回収という現実と今の読まれた内容というのは、これは別にそごはしないんですか。

総務部次長（佐藤文則君） そごはしないと考えております。

委員（三輪順治君） もし、そういうお考えであればそれはそれで結構なんです、ぜひ公開条例のそもそもの基本といいますか、いわゆる時代が大きく変わる中で公開条例も今改正案が出ている、国会に、審議はされておるやに聞いておりますが、伝わっていませんが、いろんな形が変わってきょうるんです。それはご承知だと思います。私は何が言いたいかというと、わざわざ興味がある方が会議に出られて、資料ももとし、そして議論に参加された。ここまでは結構でございます。その後、委員は資料を持って帰り、持ち帰ることを可とし、傍聴人はこれを回収する。これってどういう区別でされとんですか、その考え方を教えてください。傍聴人はいけんで委員はええ。委員は市民の方、いらっしゃいますよ。

総務部次長（佐藤文則君） 情報公開条例とは直接この資料の回収とは関係ないというふうに申し上げたわけですが、あえて情報公開条例にそういった同様の規定があるかないかということでも申し上げますと、市内の中で審議過程のもの。で、審議過程においてまだ公表す

るのが尚早な事項については開示を制限できるという解釈があります。そういった意味で、審議会等において、委員さんは継続審議で審議を深めていく過程で資料を持って帰っていたのは当然だろうというふうに思いますし、その他傍聴の方が必ずしも全部の審議を通して傍聴されるという保障はないものと思いますし、そういう審議過程の情報、例にするのがいいのかわかりませんが、例えば市民の皆様には負担をどの程度求めていこうかというような過程の段階の資料、そういったときの資料が流布すること、ということはおかえって混乱を招く危険性もあると。そういった危険性も鑑みて、それではまたその個々について判断すればいいのではないかということですが、非常にその判断基準ということは難しいのではないかと、やはり当然情報公開の原則にのっとり、情報公開の趣旨ということですが、委員さんが言われる、当然傍聴はしていただく。傍聴していただく上で、その傍聴の中でその審議過程をわかりやすくしていただくために資料もお渡しする。ただし、その中でお持ち帰りだけは勘弁してくださいよということでの取り扱いというふうに理解していただきたいというふうに思います。

委員（三輪順治君） 今、次長がおっしゃったのは非開示情報の例をおとりになりました、確かに政策過程における情報については、これはおっしゃった意味がよくわかります。しからばお聞きするんですが、市民から公募したりあるいは有識者の方々がお持ち帰りになるわけですが、我々議員もそうですけども、おのずと守秘義務、これは外に出してはいけない当然の規定として明文化、議員はないですが、公務員の場合は守秘義務規定があります。じゃあ、委員さんはその守秘義務というのをどこで担保をされていますか。今おっしゃったのは、性善説を前提に、委員さんは継続して一貫して審議せにゃいけんけえその資料を渡されとると、こうおっしゃった。その委員さんが外へ漏らさないという保障はないですから、それはどこで確認されてます。

総務部次長（佐藤文則君） 保障はございません。

委員（三輪順治君） そうなると、私は確かに個人情報とか非開示情報、市の意思決定の過程にあるもの、これはもう十分に取って非公開にすればいいと思う、そのときは非公開に。公開して、なお資料を持って帰れというからおかしい言よん。そういう次長がおっしゃったような非公開あるいは審議過程のものであったら、非公開という整理をし、そして公開するものは全て公開して皆さんと同じ資料を傍聴者にも持って帰っていただく。これが本来の開かれた市政の私は原点じゃと思うんです。そうならんのですか。

総務部次長（佐藤文則君） 先ほど申しましたが、原則公開ということで、中でもセンシティブな情報を扱う、例えば就学検討委員会であるとか介護の認定審査会であるとか、個人の情報を扱うようなものについては非開示ということで議会のほうにも回答させていただいているところです。ですから、基本的にできるだけ開示していきたい、公開としていき

いということで、多くの審議会等について公開ということにさせていただいておりますが、なおそういった審議会等においても、審議過程で出ると混乱を招く情報があり得るというふうに思っておりますので、このような取り扱いをさせていただいております。

委員（三輪順治君） 　いつまでたっても平行になりますのでやめます。やめますが、協働のまちづくりの原点は情報共有であると私は理解しております。そのためにも、井原市の持つ情報やあるいは各地域の情報の交換というのは、まちづくりをする上で欠かせない重要なファクターでございます。そうした意味で、井原市が主催されとる各種審議会については、市の方向性なりあるいはビジョンなり、あるいはいろんな具体的な具体策についてもあるわけですから、ぜひ今のお答えはお答えとして、現段階ではこれはそれしかお答えようがないんでしょうけども、一つ大きな時代が変わっていきようという原点に立てばその考え方は改めてもらいたいと私は思っておりますので、私のほうからはそういう要望をお伝えして、私の質問は終わります。

委員（森本典夫君） 　今の話を聞く中で、確認も含めてですが、審議過程のものについては開示を制限しているということで傍聴者には渡さないということの基本的な考え方なのですが、先ほどもありましたように委員の方には討議資料をお渡しし、お持ち帰りいただく。それで、傍聴者のは回収するというので、その理由として、先ほど言いましたように審議過程のものであったり、それから流布されるおそれがあるというような表現もありましたけれども、委員の方は流布されるかどうかは確認もできないという話ですが、考え方として傍聴人から流布されるというような考え方がかなりウエートがかかっているのではないかなというふうに思うんですが。ずっと以前は傍聴人にも委員に渡された資料は、基本的には全てが渡されていたというような経緯の中で、ある日突然からもう回収しますという形で、その経過は今までも出ましたけれども、そういうふうな形になったということで、改めてもう一回、以前は傍聴人にお渡ししていたけれども渡さなくなった理由を、はっきりと明確にお答えいただきたいというふうに思います。

それから、今までも私はできるだけ傍聴できる審議会などについては傍聴してまいりましたし、それから審議の内容も見てまいりました。それで、先ほど来出ていますように、審議過程で今後変わる可能性があるからお渡しできないという一つの理由にもありますけれども、もうその会議の内容が報告された、全くそれはもう今後変わる余地がないというような書類でも機械的に回収をしますということで回収されたということになると、審議過程のものについてはということでいけば、ちょっとそれはそれに当たらないのではないかというふうに思うんですが、僕の経験でも会議が済んだ後、これはもう全然今後変わる可能性もないからもらってもええんでしようというても、いや、回収しますというようなことも今までも経験しております。そういう面では、それがなるほどなというような説明をお聞きしたいと

思います。どの会議だったかということは僕は記憶にありませんが、実際に事務局の人にそういうお尋ねをしたこともあります。

総務部次長（佐藤文則君） 情報公開、できるだけ行政の説明責任の中において決定された事項、これは当然そういう審議会等に出される資料ということもありますが、最終的に確定した段階でありますと、ホームページあるいは広報で出すべきものだなということであれば広報でお知らせもいたしますし、確定……。

委員（森本典夫君） そんなこと言ようらんが。

総務部次長（佐藤文則君） 確定版については、そういった形で発信をいたしております。先ほど申しましたように、傍聴者に対する資料の回収につきましては、都度判断を避ける意味で、最終的であろうが途中経過であろうがその審議の中で出されたものの、例えばこれが最終回ということで始めておりましたがそれが最終回にならない場合も当然でございます。そういった意味で、一律な扱いとして定めたものでございます。

委員（森本典夫君） そんなことは聞きようらん。委員長、ちゃんと交通整理して。

委員長（河合建志君） 森本委員よりそういうことは聞いていないというような発言なんです、その真意についてお答えを願いたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） その内容がよく私のほうもわからないんですが。

委員（森本典夫君） 審議の中でいろいろ出ようになりますけども、審議過程のものについては開示を制限するということと言われておりますね。審議過程で確定したものについても、傍聴人に資料として渡してもらえないというようなことがあることについては、どういうふうに考えておられますかという質問。もうこれで確定というもの、会議の内容を見てからもそれ以上今後変わることはないという内容のもんでも回収しますという例が今までもあったわけですから、そのことについてはどういうふうに考えておられますかという話。

総務部次長（佐藤文則君） 三輪委員さんのお答えの中で、今回の措置は情報公開条例とかがわかりがありますかと問われた中で、私は関係ありませんとお答えいたしております。私が情報公開条例の一部を取り出してご説明を申し上げましたけど、今回の処置は情報公開条例とはかかわりはありません。そういった同様の規定が、情報公開条例にも一応類似の規定はありますよということでご紹介はさせていただきました。今の一律な取り扱い、すなわち審議会等での資料については、一律にそういう判断を避けるためにもう回収ということを決めさせていただいているということです。

委員（森本典夫君） 三輪さんに対する答弁で公開条例には関係ありませんというのは、僕は一切公開条例と照らしてどうこうということは言うておりません。先ほども言うていますように、一律にというんでしたら、最初に言いましたように、審議過程のものについては開示を制限するというような一考を理由の一つにすること自体がおかしいんじゃないです

か。ですから、僕が言っているんですよ。頭ひねりょうてじゃけえど、そうじゃないんです。そんなことを言わずに、もうとにかく傍聴者には資料は一切100%お渡しできません、回収しますという言えればわかるんですけど、先ほど言いましたように、審議過程のものについて今後変動があることもあるから、委員さんには渡すけれども傍聴人には渡さないということが一つの理由でしょう。ですけれども、まだ頭ひねりょうてじゃけえど僕が言えることがわからんかな。それで、審議の内容を僕らも傍聴人も聞きようるわけですから、これで今後変わることはないというような審議の決定、終了でも、100%回収するということがこの項に触れるのではないかなということと言ようるんで、そういう点ではちょっと全然今までの答えでは僕は腑に落ちません。その点、なるほどなあというお答えをいただきたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 審議過程の状況の中で変わる可能性があるもの、そういったものが含まれているから、要はそのときに、その審議会ごとの開催ごとの判断を避けるために一律的に回収させていただくことの処理をしているということでございます。

委員（森本典夫君） 何回も言うように、審議の過程でいろいろ審議しました。ほんならこれでいきましょうということで、今後、例えば次に会議を開いて、このことについてはまた皆さん、委員さん、意見持って寄ってくださいよという形でなくて、そこでもう100%確定した会議の内容については当然ながら審議過程のものでないわけですから、そのことについてはどうなんという話をしょうりますんで、今のような話ではもう全く腑に落ちませんが。それが腑に落ちるような説明をしてくださいよ。

総務部次長（佐藤文則君） 腑に落ちていただけるかどうかわかりませんが、私どもは審議会ごとで傍聴の方に渡す資料については、もう一律回収という原則で決めさせていただいたということでございます。

委員（森本典夫君） 何回も言いますけども、傍聴人に資料を渡さないという理由の一つに、先ほども話がありましたけれども、審議過程で今後変わる内容がある場合はお渡ししませんというてから言われたんじゃけども、もし一番最初からもうとにかく100%お渡ししませんよというんならそれはそれで、そんなことはいけめえがなというて僕は言いますけども、最初の説明の中で、最初は傍聴人に資料を渡していたのを途中から渡さなくなった理由の一つに、審議過程で内容が変わることがあるものについてはそういう可能性があるんでお渡ししませんという話を一番最初されたわけでしょう。そのままずっと生きてきて、今もそういう話も次長のほうからありましたけれども。だから、その点では100%お渡しせんと今言ったような条件を課して渡さないというのは全く違うと思うんで、その点で腑に全く落ちませんが、そのあたり、もうその前の審議過程のものについてはお渡しできませんというのを改めるんですか。もうそれは取り消すんですか。そのあたりはどうなんですか。今

の話では、どういう内容であろうが100%回収という話ですから、それはほんなら今までの論議の過程で出た言葉、それから先ほども出ましたけども、その言葉については取り下げるんですか。取り下げんと理由は成り立たんでしょう。

総務部次長（佐藤文則君）　　そういう審議過程のものが含まれているから、その都度の判断を避け、一律の回収と決定させていただいたと、先ほどから申し上げているとおりでございます。

委員（森本典夫君）　　その審議過程で変わる可能性があるという判断はどなたがするんですか。

総務部次長（佐藤文則君）　　その都度の判断が困難であるから、一律の回収を決定しました。

委員（森本典夫君）　　言ようることがころころ変わっちゃあいけんが。判断をしてという言いながら、それが難しいから一律というような話をしようるわけで。何でそういう誰が決めるんですかと言ったのは、判断をしてというふうなことを言われましたんでそういうふうな質問をしたんですけども。

基本的には、今までずっと言ってきましたけれども、委員には渡して傍聴人には渡されないということ自体は本当に不都合だというふうに思います。それで、これ以上話をしても同じとこの堂々めぐりですのもうこれ以上は言いませんが、100%傍聴人、一般の市民も来られる、議員も来られる、ほかの報道関係者も来られる、報道関係者にも渡さないという状況ですから、じゃけえそういうことはやはり本当に皆さんにいろいろ何やかんや中身について知ってもらおうという姿勢から大いに後退している状況ですので、そういう意味では今後引き続きこのことは求めていきたいと思えますけれども、いつまでたっても堂々めぐりで腑に落ちないことがありますけれども、このことは終わりますが、ぜひ今後考えていただきたいというふうに思うんですが、副市長どうでしょうか。

副市長（三宅生一君）　　次長が申し上げたとおりであります。

委員（森本典夫君）　　ぜひ改善していただくことを強く要望して、この質問は終わります。

〈なし〉

委員（森本典夫君）　　先ほども言いましたように今後の問題でありますので、総務文教委員会で継続して審議をするという扱いにしていきたいと思えます。

〈採決 継続審査〉

〈市内のネット環境について〉

委員（三輪順治君） お手元にありますように、調査の目的は、第三セクターの性格を有する井原放送の単独の光ファイバーの敷設が始まりました。その計画とことしの総務文教委員会で市長がNTTの岡山支社長を訪ねられたときに、でき得れば来年4月から実際のいろいろな整備に取りかかりたいと、こういうふうにおっしゃっておったんですが、その関係のかかわり方について以下の3点、お尋ねをいたします。

1点目は、井原放送の光ファイバー敷設計画と全体投資額、また市民、つまりそれがために契約者に与える影響について。

2点目は、NTTが、よくわかりませんが、お引きになろうとされておる光ファイバーとの調整についてでございます。

3点目は、今後こうしたインフラを使った地域情報化の具体的戦略についてでございます。3点、よろしくをお願いします。

企画課長（大舌 勲君） 3点についてのご質問ですが、まず1点目でございますが、井原放送の光ファイバーの敷設計画等でございますが、これにつきましては行っていますことは、現在井原放送株式会社が引いております自設線のケーブルを更新しているものでありまして、これを光ファイバーに更新しているという事業のことだと思っておりますが、これにつきましては市としては一切この内容につきましては把握をいたしておりません。

それから、2番目のNTTの光ファイバーにつきましては、委員さんが言われましたとおり、市長のほうから24年1月30日にこの要望をいたしました。これにつきましては井原放送及びNTTにつきましてはそれぞれが民間通信事業者でありまして、その経営等につきましては市が関与する立場ではございませんし、それからそれぞれが独自の計画を持って行っておられることであります。これに、市が出ていって調整をするということとはできないと考えております。

続きまして、今後の地域情報化の具体戦略でございますが、井原市は第3次の井原市情報化計画というのを策定しておりますが、いつでもどこでも誰でも等しく情報の恩恵が受けられるようにということで、この3次計画の5年間につきましては、2次で整備してきました情報通信網を有効に活用して、ものづくりから新たな仕組みづくりということで利活用を目指していこうということを目指しております。市民の皆様が情報の利便性を実感できるような基盤づくりということを、今後も進めていきたいと考えております。

以上です。

委員（三輪順治君） まず、第1点目ですが、民間会社だから要は知らない、という

スタンスでございます。さきにご答弁、どこかの場でいただいたと思いますが、井原放送に対する出資金、株主としての株式額が450万円ということをお記憶しております。資本金全体はホームページへ載っておりますけれども、8,000万円ということでございます。いかに少なくとも井原市の関与と申しますか、井原放送の株主としての地位はあるわけです。したがって、株主総会なんかにお出になつてはどうか。まず、ちょっとその点をお尋ねします。

企画課長（大舌 勲君） 株主総会につきましては、都合がつく場合には出席をいたしておりますが、必ずその都度出席をしておるわけではございません。

委員（三輪順治君） この1点目の質問の対象は、非常に大きな投資額になると私は思っております。そうすると、当然株主の方々に会社として説明をして理解を得る中で、これから資金調達であるとか計画であるとかいろんなソフト、ハード、お話になつてと思うんですが、そうした機会も与えられていないのか、あるいは与えられても行かなかったのか、どうなんでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 株主総会で、俗に協議されます決算の承認でありますとか剰余金の処分承認、役員等々とか定款の変更等ということをお総会では株主として協議させていただいておりますが、この具体的な事業計画等々につきましては、この株主総会で出たかどうかということにつきましては、このたびの株主総会には出席しておりませんので、内容についてはわかりません。

委員（三輪順治君） 光ファイバーへの更新ということで今お答えがありました。美星、芳井については平成二十何年度でしたか、二、三年かけられましてインフラ整備ということで十数億円、国の補助金も入れまして井原市がインフラとして整備し、現在井原放送にお貸ししていると。私の頭の中では、年間3,600万円程度を10年間というふうに理解をしております。これはいわゆる過剰な投資を避け、効率的なネット環境を整える意味では大きな行政効果が期待できるものと私は理解しました。しかしながら、今回井原放送が単独で更新事業に着手されるということは、会社の命運にかかわるような私は気がしてなりません。なぜこの質問をするかということ、井原放送の心臓部分から出た血管は、各家庭につながつてくるからなんです。つまり、井原放送の心臓が弱れば、そこに何かを注入しなければ末端の家庭に与える影響が大きいと。したがって、計画を今知らないというふうにおっしゃったので私はもう啞然としましたが、これは本当に井原市の第三セクターとしての性格もさることながら、地域の情報化にとっては下のNTTとの関連もありますから、大変な出来事が今起こりつつあると思うんですが、その認識はおありなんでしょうか。NTTが光ファイバーを引き、井原放送が引き、どういうことになるのか。そういう調整は今さらできないにしても、この関係はどういうふうになるんでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） まず、井原放送が光ケーブルを張っているというのは、先ほどから言いましたようにケーブルは1回引いたものは更新しなくてはなりませんので、いずれ井原、芳井、美星分も井原市が更新しなくてははいけません。そういった中で、井原放送部分については、井原放送も期限が来たものについてこのたび光ファイバーで更新をしているという計画でございます。これとNTTが、今度まだ回答等をいただいておりますけれども、要望しております民間ベースの光の商品でございますが、それが井原市にも入ってくるということでございますが、市としましては、そういった井原市民にとりましてはいろんな情報の選択の機会がふえるということでこれは大変いいことだと、利便性が上がるものだと感じております。ただし、これにつきましては民間同士のある程度競合、競争といったものは発生するものとは存じております。

委員（三輪順治君） 民間さんがお互いに切磋琢磨して投資されることは大いに結構で、別にそれは否定するものではないんです。ただ、お知らせくんであるとか、あるいはここは難視聴地域でテレビを受信するにも非常に雑音が入ってデジタルが見にくいと。したがって、井原放送のケーブルを経由して各家庭がすばらしい画面に接しられると。こういう特殊な制約がありますから、私はいわば虚像としてのNTTがこの井原に入ってきたときに、井原放送としてどういうふうな戦略をお持ちになっとるか、あるいはそこにおける調整ごとというのは、当局である井原市がやはりある程度は、民間、民間とは言いながら、規制をするとかそういう意味じゃなくしてお互いがいいように、要は市民のためにその情報環境をいかにしていただくと。一方は命がつながる、命と言うては大げさですが、情報が井原放送とかかわると。一方は新しいサービスが来たときにどうされるかは、それはそれぞれ選択の幅が広がってええんでしょうけども、私が言いたいのは、第三セクターであるがゆえに井原市の責任は免れませんよと。その分おかしなことになったときのことを想定してお尋ねしたんですが、全く計画もなければ全体額も見えないし、そうおっしゃるならそれはもうこれ以上言うても、今回この委員会で質問しても答えになりませんから次へ行きませんが。井原市と井原放送との関係は第三セクターということの認識はおありなんでしょうね。まず、ちょっとそれを聞きたいんです。

企画課長（大舌 勲君） 第三セクターといいますのは、恐らく株式会社等に公共団体が出資した団体を第三セクターと、大きな意味ではそういうことにはなりますが、これにつきましては井原放送以外にも井原市が株式会社に出資している団体は、山陽放送株式会社等を含めて5社でございます。しかし、俗に言う設立の段階から出資をして、さらに役員等を置いているという意味での第三セクター、これは経営にもかかわっておりますが、これは井原鉄道といったものがございまして。こういったものと出資だけを行っている会社については、経営に対する位置関係もおのずと変わってまいります。先ほど言いましたように、この井原放

送、それから山陽放送等につきましては出資はいたしておりますが、株数の関係もありまして、経営にはかかわっていないというのが現状でございます。

委員（三輪順治君） 第三セクターとしての性格をそういうふうに定義づければ、数社が井原市がかかわっていると、こういうことでございます。

私が言いたいのは、とりわけこれからいわゆる情報インフラとしての活用の際にどうしても光ファイバーというのを視野に入れないといけないということで、そうすると井原放送がもうNTTなしに単独でお引きになる場合とNTTが入ってきた場合とでは非常に競争力と申しますか、いろんな器の大きさといえますか、技術力といえますか、いろんな面でやっぱり大きな差があるんです。ですから、私とすればできるだけ早目に井原市が井原放送の計画を把握し、全体投資額や採算性等を株主の一人としても把握して適切なアドバイス、あるいはNTTとの調整を行う中でお互いがすみ分けできて、会社ですからどんどんやっていただきやいいんですけども、お互いがすみ分けできて、最悪の事態を避けるような形で井原市のほうでご調整なさる必要があると思っておりますが、そのあたりの点についてお答えをお願いしたいと思っております。

企画課長（大舌 勲君） 市としましては、市民に情報のそういった機会がたくさんあるということを目指して情報化計画を目指しておりますし、そういった最悪の事態を望んでおるわけではございません。これにつきましては、民間がそれぞれの立場でやっておられます。それぞれを応援していきたいという立場でございます。

委員（三輪順治君） もう少し具体的に言いますと、緊急通報装置というのは井原放送のケーブルを借り取るわけですから、いわば運命共同体なんです。だから、別にどうのこうのということはないですが、それとあわせて先ほど言った難視聴の対策もしておるわけですから、井原放送が本当に健全な経営をされとる限り何もこういう質問をしませんし、あるいはこれからの計画についてどんどんやっていただくことについては私は特段、知恵は出しますけれども引っ張るつもりは全くございません。ただ、懸念される事態というのは、今はっきり申せませんが、近いうちに来た場合に井原市としてどうなるかということも私は非常に心配事の一つであります。したがって、現時点で井原放送に対して、市民にテレビを通して井原放送の光ファイバーの敷設計画なり井原放送の今後について語っていただくような時間帯で番組を編成していただくような働きかけをしていただけないでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 済いません、質問の趣旨が、それは井原放送がそういった計画を市民に報道するように市のほうから働きかけなさいということですかね。

委員（三輪順治君） 強制ではないんですよ。だから、テレビをごらんになった方が、私思いますのに、調査をします、光ファイバーの敷設を始めました、あるいは着工式をしたとか、全部放送に出ているわけです。市民の方は、これからどうなっていくんだろうかという

のが全くわからないんです。さっき言ったように、井原放送と各家庭は線でつながってるわけですよ。どうなるのかさっぱりわからんのにどんどんやられた後、最後になって悪い結果になった場合に、いろいろ問題が出てこにゃあええですよ。NTTの関係がなければどんどんそれは、しかしながらそういう実態があるわけですから、そういうものを市民に前もって積極的に計画全体をお知らせし、そして井原放送はこういうふうになるんだと、光ファイバーに変えたらこうなるんだと。例えば、1本の光ファイバーケーブルでインターネット通信と放送が融合した形で家庭でできるんだということを皆さんにお知らせして、安心してそういういわゆる会社に協力をしていくと、井原市も株主ですから、そういうことを私は言っておるんです。それをお願いできませんかというて言よんです。

企画課長（大舌 勲君） 今のご意見を井原放送のほうへお伝えをさせていただきたいと思います。

委員（三輪順治君） よろしくお願ひします。それは、とりもなおさず3点目の地域情報化の具体戦略ともかかわってきます。緊急時の対応で緊急通報装置、確かに役に立つと思います。しかしながら、まだ発動をせんことを祈っておりますけれども。昨日の北朝鮮のJ-ALERTの連動は、これはテストをされるんかと思うたらされませんでしたけれども、まさしくああいう危機管理のときに緊急告知端末が活用できるということであるとすれば、具体的な戦略が光ファイバーに乗ったときにさらに広がっていくと。あるいは、端末の機能が変わるかもわかりません。そういうところを、できるだけ早目早目に井原放送との協議の中でやっていくというのが、私は第三セクターとしての基本的な役割であると、あるいは井原市民に対して市政を担う者の基本的な役割であると、こういうふうに思っておりますので、もう質問はしませんが、一つ先ほどのことを井原放送にお伝えし、ぜひわかりやすい番組を提供していただきたい、このことを申し上げておきたいと思います。

委員（森本典夫君） 今の議論の中で経営状況というような話が出ましたが、井原市は株主の一面を占めるということもあって、直近の決算の井原放送の状況がわかりますか、決算状況。

企画課長（大舌 勲君） 今この手元にある資料では、17年度から22年度の株主総会での決算の内容をちょっと手元に持っておりますが、いずれも純利益を生んでいるということでございます。

委員（森本典夫君） 具体的にはどのぐらいでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 直近、22年度が約5,650万円の純利益がございまして、利益剰余金が4億9,600万円程度でございます。

〈なし〉

〈ミニポートピア設置に対する市の考え方について〉

委員（三輪順治君） 今回所管事務で上げておりましたが、昨日ファクスが事務所にまいりまして、けさ報道をされたばかりですが、お聞きしたかった点がほぼこのいただいた資料に入っております。というのが、いわゆる市としての意向の最終確認、それから今後の予定、規模等も全部出てますので、私は意図は達せられたと思いますので、本件につきましては特に私から質問をすることはございません。

委員（森本典夫君） 新聞報道によりますと、井原市の瀧本豊文市長は、周辺対策に万全を期すとの確約が得られたため同意したと。その後ちょっと続きますけども、「周辺対策に万全を期すとの確約」というのは、具体的に文書で何か交わしたということでしょうか、口頭で確約をいただいたということでしょうか。もし文書で交わしているなら、その文書を資料として委員会へ提出していただきたいと思いますので、そのあたりちょっとお聞かせいただきたいと思います。

総務部次長（佐藤文則君） 口頭での確認を得たところでございます。

委員（森本典夫君） 口頭でどういうふうな確約が得られたのか、具体的に詳細にお聞かせください。

総務部次長（佐藤文則君） 口頭で申し上げたことは、皆様議会のほうからも懸念が議論の中であった交通安全対策、それと治安維持対策、それと青少年対策、周辺の美化、環境整備に関することですが、そういった点において万全を期するという口頭でのお約束でした。当然、このことを担保するため、これらが本当にできるのかできないのか、もしもできなかったらどうするのかということで、この実効性を担保するために環境委員会の設置を考えられると、ぜひとも設置していただきたいということで、当然口約束ではなく、今後そういった問題が生じた場合には地元、警察、当然我々行政、それと施行者である倉敷市さん、そこらが委員会の中で問題点があればそういった場で協議し、改善策をとっていくという努力もしていただき、努力の執行管理的な委員会のほうの設置も確約をいただいたということでございます。

委員（森本典夫君） 口頭で確約いただいたということで、その内容は今次長からありましたけども、それが文書としてかっちり誰と誰がいつの時間帯で話をして、こういう内容で話が出て、それをお互いに確認したという文書は現時点で残っていますか。

総務部次長（佐藤文則君） 口頭受理簿といいますか、記録として残しております。また、今申し上げたことが先般ファクスさせていただきました、21日に協定を交わす予定といたしておりますが、その中で明文化されるものというふうに認識しております。

委員（森本典夫君） その確約の内容については21日の日に文言として出てくるということで、もう一回確認ですが、21日にそれははっきりお互いに確認する内容も含めて出てくるというふうに理解してよろしいか。

総務部次長（佐藤文則君） そのとおりでございます。

〈なし〉

〈その他〉

委員（三輪順治君） 本会議に入りまして、これは新聞報道で知ったわけでございますが、岡山県内のある市で、氏名、住所等が入った全市民の個人情報や水道関連の料金のデータが入ったパソコンが紛失して情報が紛失したと。こういうものを受けまして、これは予定の時刻に間に合わなかったので緊急提案させてもらうんですが、他山の石としながら井原市のセキュリティー対策の基本について、本日お手元のほうに配らせていただいておりますけれども、セキュリティー対策を中心に、その他のところへ書いておりますが質疑事項を確認したいと思っております。よろしくお取り計らいのほうをお願いいたします。

委員長（河合建志君） お諮りいたします。

三輪委員提案の井原市のセキュリティー対策についての件について議題とすることにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員（三輪順治君） 私も報道でしか知り得てないんですが、県内某市の全市民の情報が紛失したというのは、これはまず確認ですが事実でしょうか。当局はおつかみになってますか。

企画課長（大舌 勲君） 新聞にて一報を知り得たところでございます。

委員（三輪順治君） 玉野市当局が報道を提供されました資料は入手されましたでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 設計会社から記者発表された資料については入手いたしております。

委員（三輪順治君） この報道をもとにしてこれから質疑をする、きっかけにするんですが、それでじゃあよろしいですね。報道された内容は事実であるということを前提としてよろしいですか。

企画課長（大舌 勲君） ちょっと回答をしかねますが、報道内容は事実だと思っておりますが。

委員（三輪順治君） それでは、質問に入ります。

まず、井原市のセキュリティー対策の基本ということで、1点ずつやらせていただいておりますか、委員長。

委員長（河合建志君） はい。

委員（三輪順治君） まず、情報資産の管理運用については恐らくそれを規定したものがあろうと思いますが、井原市ではどのような名前ですべて運用されておりますでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 井原市は、まず電子計算機処理データに関する保護管理規定というのを持っております、これが昭和51年8月16日制定。それから、井原市情報セキュリティーポリシーというのを制定しております、これは17年12月からでございます。

委員（三輪順治君） 平成。

企画課長（大舌 勲君） 平成17年でございます。

委員（三輪順治君） いずれか一般市民の方が目にできるような状態に置かれておりますか。

企画課長（大舌 勲君） 電子計算機処理データに関する保護管理規定につきましては、ホームページ上で閲覧できます。

委員（三輪順治君） そうすると、2番目におっしゃいました、平成17年度からやられています情報セキュリティーポリシーというのは見ることができないのですね。なぜですか。

企画課長（大舌 勲君） この情報セキュリティーポリシーにつきましては、井原市の職員として井原市が持っている情報資産をどのように扱うか、職員としてどのような対応をするか、それからセキュリティーを含めて職員の対応の仕方等々を定めておまして、これについては特に内部向けということでございますので公開をいたしておりません。

委員（三輪順治君） 本報道案件とも関連するんですが、あちこち行って非常に申しわけないんですが、今回の事案は委託会社が東京でそのデータが入ったパソコンを電車の棚に置いて、それを忘れて紛失したと。その中に全市民の個人情報が入っておったと。大変な出来事が起きとんです。例えば井原市の内部規定であるというご説明でございますが、そういった契約をなされる場合に、多分個人情報を取り扱う仕事も多いと思うんですが、このセキュリティーポリシーというのはその業者に対しては内部規定だからこれはお見せになってないということでええんですか。

企画課長（大舌 勲君） はい、業者には見せておりません。

委員（三輪順治君） 井原市の情報管理の基本が載つとるわけですから、データ管理にしても例えば複写はしてはいけないとか、さきの議会でも言いましたが、USB、小さい媒体の取り扱いとか外部提供とか含めてそういったものの載っておるのがポリシーじゃないんですか。

企画課長（大舌 勲君） はい、そうです。

委員（三輪順治君） となると、少なくとも委託業者はこれを最低限守るべき義務があるのではないかなと。となると、それは当然周知し、そしてその管理はもう最低限守っていただかにゃいけないルールだという認識にさせていただかないといけないんじゃないんですか。

企画課長（大舌 勲君） そういった情報資産を扱う業務の委託につきましては、井原市のセキュリティーポリシーとは関係なく、新たに情報資産を扱うということにつきまして、厳しい契約の中で目的外使用の禁止でありますとか、それから第三者へのもちろん開示や複写の禁止も当然うたっておりますし、また請負業者そのものもこういった情報を取り扱う企業でございますので、企業内での秘密保持に関する規定等も提出させてそのあたりを確認した上で、セキュリティーレベルをお互いに確認して契約行為を行っておりますので、特にこのセキュリティーポリシーにつきましては職員としてこういったものをする、市としてこういった取り組みをするということをうたっておりますので、職員としてはこのポリシーに従って契約業務を行っているということでございます。

委員（三輪順治君） 指定管理者に対してはどうでしょうか。

企画課長（大舌 勲君） 各施設の指定管理者ということでございますが、指定管理者にこの市のセキュリティーポリシーの研修等は今のところしておりません。

委員（三輪順治君） 施設によっては住所や名前や年齢とかをお書きになる、台帳として管理されるところもあると思いますが、そういうところに対する具体的な個人情報の保護を中心としたデータ管理、あるいは取り扱いに対する考え方、これは形としてはどういう形でやられとんですか、現実。

企画課長（大舌 勲君） 個人情報の取り扱いにつきましては、その指定管理の契約の中で個々に行っております。

委員（三輪順治君） 全てを通して言えることは、個人情報も条例がありますし、そしてセキュリティーポリシーも恐らくかなりきつい運用規定が入っていると思いますが、それを守ることによってその上位にある条例とか法律が守られていくというふうに私は理解しとんですが、ポリシーというのはさっきおっしゃったように職員の間関係であるとなるならば、例えばそこで細かくなりますが、現在住民基本台帳のデータベースがコンピューターの中にありますね。それを利用されるのはどういう職種の方ですか。

企画課長（大舌 勲君） 利用できる担当者ほか業務に携わっている職員が関与します。

委員（三輪順治君） 具体的に、例えば市民課の住民台帳担当であるとか福祉の関係であるとかそういうところでしょうか。具体的にちょっとおっしゃっててください。

委員（宮地俊則君） この件につきましては、緊急、不測の事態ということで出されたものであるかと思えます。なおかつ、先ほど三輪委員さんがおっしゃられましたように、玉野市のあの事件、委託業者によるコンピューターの紛失による事件について緊急があるということでありまして、本件については本市にそういったことが起こり得るのかどうなのか、大丈夫なのかということがポイントではなかろうかと思えます。セキュリティー全般と一般論であるとか本市の全部を、非常にエリアが広がってきております。ですから、緊急性でいえばそこに絞って質問をされるべきではないかなと私は思います。

以上。

委員（三輪順治君） 宮地委員の今のご指摘ではございますが、私は本論はこれから言うつもりであります。まず、底辺を抑えておかないと、いきなりじゃあ相手業者がどうのこうのという話にならんでしょう。だから、私は質問をさせてもらよんです。続行してもいいですか。発言の許可をもらわにやわしゃあできませんが。

委員（宮地俊則君） 再度申し上げますけども、本件でこの緊急性ということで、ここに期限を過ぎてきょうの朝出されてきておるわけですから、そこに鑑みれば、当然ながらその事案に対して絞って質問をされるべきであろうかと思えます。このセキュリティー対策、本市のそういったベースとなるものからの質問であれば、また別の一般質問なりなんなりそういった機会でされるべきものであると私は考えます。

以上です。

委員（森本典夫君） こういう調査事項が緊急に出されて、全員で所管事務調査としてやりましょうという確認を先ほどしたわけで、そういう意味では僕は今までの質問は三輪委員も言われましたように基本的なことで、それに波及して、さてほんなら井原市はそういう玉野みたいなことにならないのかどうなのかという話が展開されるんであるというふうに思っていて聞いておりました。そういう意味では、対策の基本についてということで今いろいろ話がありましたが、そういう意味ではわかる範囲で企画課長が答えられて、それに対して質問を展開するというのは時間がかかっても大変大事なことだと思いますので、継続してやっていただきたいと思えます。

委員（乗藤俊紀君） もう委員長が判断してやってください、他の委員に聞かんでも。委員長の権限でしょう、議事進行するの。

委員長（河合建志君） わかりました。

それでは、この件に関しましては緊急の件でございますので、絞り込んでまいりたいと思えます。それで、市のもろもろの対応については後日また審議したいと思えます。

委員（三輪順治君）　　しからは、そのような線で質問を続けさせていただきます。

委託業者のデータの管理、持ち方なんですけど、今回報道で報じられた内容が、東京にある業者が、パソコンに玉野市民のデータがあってそれがなくなったということですが、これは一体どういう想定を考えればいいんですか。

委員長（河合建志君）　　三輪委員、これは玉野市のことでありますので……。

委員（三輪順治君）　　ちょっと質問を変えましょうか。井原市の電算委託業務で、井原市のデータが外に持ち出されることがありますか。

企画課長（大舌 勲君）　　基幹業務、住民情報等、重要な資産については持ち出すことはありません。

委員（三輪順治君）　　データがないのに、プログラムをつくってテストをすることが可能なんですか。

企画課長（大舌 勲君）　　そういった住民情報等を扱う開発等につきましては、庁内で行うこととしております。

委員（三輪順治君）　　そうすると、玉野のような事例は井原市では起こり得ないと考えてよろしいのでしょうか。

企画課長（大舌 勲君）　　考えられません。

委員（三輪順治君）　　関連して質問します。井原市の市民情報を中心とした各種データのバックアップにつきましては、これは開示の範囲内で結構ですから、どういうふうな万全対策をおとりになっていますか。

企画課長（大舌 勲君）　　それぞれ適した方法でバックアップをとっております。

委員（三輪順治君）　　関連いたしまして、適した方法でバックアップをしておると。だから、井原市が例えば、こういうことはあっちゃいけません、火事になって火災が起きてホストコンピューターがダウンする、あるいは停電によってコンピューターが壊れる。そのときも、リカバリーは可能なようなこととして理解してよろしいのでしょうか。

企画課長（大舌 勲君）　　セキュリティーポリシーには、そのように扱うようにと決めております。

委員（三輪順治君）　　ポリシーでなくて、実際に聞きようなんです。

企画課長（大舌 勲君）　　セキュリティーのことですので、余り具体的なことはこの公表の場ですので差し控えますが、そういったポリシーに書かれていることは厳守して行っております。

委員（三輪順治君）　　そのデータの管理や運用に関する基本を書いたポリシーを、これは業者にもお見せになっていないということは、私はもう最大の欠陥がそこにあると思うんです。今後、委託会社が開発をするなりあるいはいろんな関連をする業務がありますれば、ま

ずポリシーを熟読していただいて、そのポリシーにたがったことが起こらないようにしっかりと業務監視をしていただきたいと思います。そうすると、この玉野市のような事案は井原市ではどうも発生しないと、こういうふうに明言されましたので安堵いたしました。

次に、この例でネットワークの管理についてもお尋ねしようと思ったんですが、これを質問をし始めますと先ほどのようなことになりますので今回は私は見合わせますが、ただデータがなくなったということは、玉野市民にとっては私は大変ダメージが大きいと思うんです。だから、損害賠償とかあるいは契約の解除は当然のこととして、それだけでは済まない、振り込め詐欺とかいろいろなデータがさらされる可能性もありますから、井原市におかれましてはデータ管理やあるいはその開発の過程における監視を含めて十分にやっていただきたいと思います。本日の他の項目については、改めて委員会のほうでお問い合わせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈なし〉

委員長（河合建志君） 以上で所管事務調査を終わります。

ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたら発言をお願いします。

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして慎重審議いただきました。なおかつ、提出しておりました議案につきましては適切なご決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。中で、いろいろなご意見、ご提言を今後の市政に反映していきたいというふうにも思っております。

本日はどうもありがとうございました。

委員長（河合建志君） 執行部の皆さんには、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございます。

〈議会への提案について〉

〈回答案について協議〉

〈1については決定〉

〈2については継続協議〉

〈その他について〉

委員（三輪順治君） さきの9月24日の総務文教委員会において、本日所管事務調査の1点目で取り上げました傍聴者に対する資料回収の考え方について、委員会として、多分委員会を閉じた後、その他として正副委員長で執行部に当たって善処方をお願いした経過があると思いますが、その経過についてお話しいただければと思います。

委員（森本典夫君） 委員長がお答えくださればよろしいですよ。

委員（三輪順治君） ないならない、あるなら……。

委員（森本典夫君） 僕も聞こうと思おうたことです。

委員長（河合建志君） これは記憶にありません。

委員（三輪順治君） ありがとうございます。

委員（森本典夫君） 記憶にありませんじゃあ済まん。

委員（三輪順治君） もうええ。

委員（森本典夫君） もうええということになるもんかな、大事なこと。大事なことを正副委員長にお願いしてそのときに結論を出しとんのに、記憶にありませんじゃというようなことになるもんかな。副委員長、どうですか。

委員（坊野公治君） 記憶にはございますけれども、その後、調査はいたしてないというのが現実であろうと思います。これはそのとおりだろうと。

委員（森本典夫君） ようわかりました。記憶にありませんじゃ済まんで、今副委員長が言われましたようなことになっとるんで。改めてきょうもいろいろ論議しましたけど、議員だけの傍聴じゃないんじゃけえ。一般の人も来るんじゃけえ。一般の人が来たときに回収してしまっ、報道機関まで回収しょんじゃけえ。じゃけえ、そりゃあちょっと改善すべきではないかなあというのを委員会の総意としていただきたいと思うんですが、委員の皆さんどうでしょうか。改めてちょっと確認しようや。記憶にございませんじゃ言わんようにせにやあ。

委員長（河合建志君） わかりました。

委員（乗藤俊紀君） 議事録に載っていますから、それはもうやってくださいよ。実行して、正副委員長で。やりますという返事を……。

委員（森本典夫君） ちょっともう一回確認しますが、そういう話は、今三輪委員が言われた時点で話が出とりますか。

次長（渡辺聡司君） 開会の総務文教委員会の席におきまして会議録のチェックをしようということでこの場で申し上げましたように、正副委員長で確認するという発言がございました。

委員（森本典夫君） ということです。

委員長（河合建志君） わかりました。

委員（森本典夫君） ぜひ、善処方。

委員長（河合建志君） 失礼しました。

委員（森本典夫君） よろしく申し上げます。

〈なし〉

〈議長あいさつ〉

委員長（河合建志君） 以上で総務文教委員会を閉会いたします。

議会への提案についての協議結果

番号	回収場所	記入日	内 容
1	市役所1階	24.10.16	井原高校に井笠バスで通学しています。今年の4月に一年通して使えば少しでも通学費が助かると一年の定期を購入しました。今日払い戻しが無いと聞いたので、せめて残り5ヶ月の通学費の心配がいらぬよう、助けて欲しいと思います。大人が子どもにかかるお金を横どりするのはいけないと思います。

回答（案）

この度は、井原市議会へご提案をいただきありがとうございます。

〇〇様からいただきました提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

井笠鉄道（株）のバス事業廃止に伴う定期券購入助成の提案でございますが、沿線5市2町、国・県で構成する井笠鉄道バス路線廃止対策会議で協議の結果、次の措置が講じられることになりました。

井笠鉄道（株）の発行した通学定期券を持っている方で、平成24年11月1日以降も有効期限が残っている方を対象に、（株）中国バスが新しく発行する通学定期券を購入される場合、残りの有効期間に応じて、新しく購入される定期券の購入費の半額が助成されます。

なお、定期券の購入につきましては、（株）中国バス営業部（電話084-953-5391）へお問い合わせ願います。

番号	回収場所	記入日	内 容
2	青野公民館	24.11.26	選挙公報の配布について 先般のシルバー人材センターからの依頼で選挙公報を青野地区を配らせていただきましたが配布は漏れなきようとなりましたが配布先の名簿がないため出入りも正確さに欠けます。配布先の名簿があれば確実とはいかないまでも配布制度があがると考えますがいかがでしょうか。配布名簿の公開は無理でしょうか。また、他の方はどうされているのかは不明です。